

請 願 文 書 表

受理年月日	平成 27 年 11 月 26 日	請 願 者	近江八幡市北之庄町 1 1 5 5 憲法 9 条を守る近江八幡市民の会 呼びかけ人代表 奥野 昭夫
受理番号	請 願 第 7 号		
請 願 件 名	「平和安全保障関連法」のすみやかな廃止を求める意見書の提出を求める請願		
請 願 要 旨	【請願趣旨】 2015年9月19日に参議院で強行採決され成立した「平和安全保障関連法」は、憲法9条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかなです。したがって、「平和安全」の名にかかわらず、その内容はまぎれもなく戦争法です。また、憲法解釈を180度くつがえした閣議決定に基づいた違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできません。 この「平和安全保障関連法」が発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自体が武力紛争の当事者となって、「平和安全」とはまったく逆の事態を招くことになります。 「平和安全保障関連法」に対しては、国会審議の段階で、憲法の専門家をはじめ、さまざまな分野の人びとから反対の声が上がり、世論調査でも8割が政府の説明は不十分と答えていました。全国の人びとの強い反対の声を国会内の数の力で踏みにじった採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものです。 よって、近江八幡市議会が、地方自治法第99条の規定により下記事項の意見書を提出されることを請願します。 【請願項目】 1. 戦争法である「平和安全保障関連法」をすみやかに廃止すること。 2. 立憲主義の原則を堅持し、憲法9条を守り、いかすこと。		
紹介議員	川崎 益弘 井上 佐由利		